

研究の不正行為に関する通報・相談窓口

●設置の目的

学校法人筑波学院大学（以下「学院」という。）は、学院の公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、通報・相談窓口を設置しました。

●受付窓口

1. 次のいずれかで受け付けます。
(1)電話 (2)電子メール (3)書面（郵送可） (4)面談
2. 受付場所： 監査室（大学事務局内）
3. 受付時間： 9:00～17:00
（ただし、土・日・祝日・学院指定の休日は受け付けていません）
4. 電話： 029-858-4811（代表）
5. 電子メール： kansa@tsukuba-g.ac.jp
（件名に「研究不正行為の通報・相談」と記載してください）
6. 面談： ご希望の方は、事前に電話で面談日時をご相談ください。
7. 書面送付先： 〒305-0031 茨城県つくば市吾妻 3-1
学校法人筑波学院大学 監査室（申立窓口）

●研究活動上の不正行為とは

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
 - ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ・盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。